

これからの課題

世界経済フォーラムの「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は2024年に156カ国中118位と前年より順位を回復したが、依然としてG7諸国中最下位で、アジアの近隣国より低い順位となっている。特に政治分野と経済分野で大きなギャップが残り、企業の管理職や国会議員の男女比は依然低水準である。

令和4年に実施した市民意識調査では、「男女の地位が平等になっている」と答えた割合は、職場では、全体で28.8%、女性で28.0%、男性で30.0%となっており、前回調査（全体26.2%、女性24.2%、男性28.9%）より上昇している。これに対して、政治の場では、全体で9.4%、女性は7.3%、男性は12.5%となっており、前回調査（全体14.6%、女性8.8%、男性22.3%）より低下している。このような結果から、市としても、政治分野を始めとして、女性の活躍を推進するために啓発等に努めていただきたい。

次に、DVを含む女性支援に関しては、令和6年度から新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行された。これまで、売春防止法を根拠として婦人保護事業は実施されてきたが、女性をめぐる課題は、生活困窮、DV、性犯罪・性暴力被害などのように複雑化・多様化し、現行の法制度では限界であるとの提言がなされた。さらには、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、これらの課題が顕在化したことを踏まえ、様々な困難を抱える女性の福祉の更なる推進を図るため、上記法律が制定された。

当市においては、令和6年度から新たに「困難女性支援基本計画」を定め、庁内を含めた関係機関との連携の強化や、困難女性支援調整会議を設置することになった。これからもこれらの取組を始めとする更なる女性支援を進めていただきたい。

次に、性的マイノリティの理解促進については、依然として社会における理解が不十分な状況が見られる中、多くの地方自治体において、パートナーシップ宣誓制度を始めとする性的マイノリティ当事者が暮らしやすい環境づくりを目指している。このような中、国においても、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を令和5年6月に施行し、理解促進に努めることとなった。

当市においては、市内の当事者団体との意見交換や、市の会議へ委員としての参加、各種講座や講演会の開催などを進めてきた。引き続き、都のパートナーシップ宣誓制度を活用しつつ、当事者からの意見も踏まえながら、各種の取組を進めていただきたい。

様々な分野において、取り組みは見られるものの、依然として第4次計画で取組が進まなかった事業があるため、第5次計画を推進していくにあたり、取組を進めていきたい。人々の意識が多様化し複雑化する中で、固定的性別役割分担意識の解消を始めとして、男女平等参画に関する意識改革が進むよう取り組んでいただきたい。